

令和4年度から START !

令和5年度 松本市奨学金返還支援事業補助金

松本市内に本社・本店がある中小企業に就職する若者（35歳未満）を対象に、奨学金の返還を支援します！



補助額

年間返還額の2/3以内

(上限) **15**万円/年)

最大 **5**年間(60か月)

申請期間

令和6年1月4日(木)～2月29日(木)

対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。

対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 令和4年4月1日～令和5年12月31日までに、市内に本社・本店を有する中小企業(中小企業基本法に規定する中小企業者)に就職した、正規雇用の方
- 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
※大学等…学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程
- 令和6年3月31日現在、年齢が35歳未満の方
- 申請日において、市内に住所を有し、5年以上定住する意思がある方
- 松本市税を滞納していない方

補助期間

例: 令和5年4月1日に就職して、令和5年10月から奨学金を返還する場合

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
最大5年間(60カ月)					
10～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～9月の返還額が対象

→ 令和5年度に申請していただく返還額(以後、毎年度申請が必要です)

電子申請も

はじめました！

お問い合わせ

詳細・申請書類についてはホームページをご覧ください！

松本市役所 住民自治局 移住推進課(市役所本庁舎1階)

住所: 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話: 0263-34-3193(直通) FAX: 0263-34-3493

メール: matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

